

小樽産品販路拡大強化支援事業

新商品開発・商品改良支援事業

参加事業者募集要項

1. 目的

新商品開発及び商品改良に意欲のある市内事業者の商品開発・改良に当たり、一般社団法人 小樽物産協会（以下「小樽物産協会」という。）が伴走支援しながら、開発又は改良を行った商品を実証販売することにより、当該事業者のマーケティング力の向上を図ることを目的としています。

2. 募集内容

(1) 支援内容

事業受託者である小樽物産協会が対象事業者の加工食品等の商品力を総合的に分析し、改良と実証販売を重ねながら伴走支援します。

(2) 対象事業者

小樽市又は後志管内町村に主たる事業所を持つ中小企業者（中小企業基本法第2条）であって、飲食料品等の製造業、卸売業、小売業（製造小売業）のいずれかの事業者

(3) 募集事業者数

1 事業者

(4) 対象商品

対象事業者が製造販売する加工食品等

(5) 費用負担

実証販売出店料、出店に係る什器リース料、旅費、商品改良に係る原材料費やパッケージ試作費、販売促進パンフレット作成費、その他実証販売出店経費等の一部を支援いたします。

なお、実証販売時の人件費等は事業者の負担となります。

(6) 支援期間及び打合せの頻度

令和8年5月～令和9年3月（概ね月1～3回程度）

3. 申込方法

(1) 提出書類

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 参加申込書 | 1部 |
| ② エントリーシート（様式第1号） | 1部 |
| ③ 事業者の概要が分かるもの（パンフレット等） | 1部 |
| ④ 商品パンフレット（ある場合のみ） | 1部 |

(2) 申込先

小樽市産業港湾部商業労政課

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所別館4階

電話：0134-32-4111（内線265） FAX：0134-33-7432

(3) 申込方法

提出書類を申込先へ郵送又は持参してください。

※御提出いただいた書類等は返却いたしません。

(4) 申込期限

令和8年5月22日（金）午後5時必着

4. 選考について

(1) 選考方法

第1次審査：書類審査

※必要に応じ、第2次審査を行うこともあります。

(2) 審査基準

- ・対象事業者であるか。
- ・工場の衛生管理及び整理整頓が適切に行われているか。
- ・支援に関する提案を積極的に取り入れる柔軟性を持っているか。
- ・実証販売（本州も含む）に販売員を派遣できるか。
- ・新商品開発・商品改良に対する意欲や積極性があるか。
- ・支援事業を途中離脱せず完遂できるか。
- ・事前取り決めのない事案が生じた際に、協調的に解決することに同意できるか。

(3) 審査の結果については、後日文書にてお知らせします。

5. 問合せ先

小樽市 産業港湾部 商業労政課 担当：福田・渡部・丸山

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所別館4階

電話：0134-32-4111（内線265） FAX：0134-33-7432

Eメール：syogyo-rosei@city.otaru.lg.jp